ふじさわ障がい者プラン検討委員会の設置及び運営に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者基本法第11条第3項に規定する障害者計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条に規定する障害福祉計画及び児童福祉法第33条の20第1項に規定する障害児福祉計画を一体的に策定する「ふじさわ障がい者プラン」について検討する、ふじさわ障がい者プラン検討委員会(以下「計画検討委員会」という。)を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

- 第2条 計画検討委員会は、次に掲げる事項を審議する。
 - (1)地域課題の整理に関すること。
 - (2) ふじさわ障がい者プランの策定案に関すること。
 - (3) ふじさわ障がい者プランの進行管理に関すること。
 - (4) ふじさわ障がい者プランの進捗状況に鑑み、藤沢市障がい者総合支援協議会(以下「総合支援協議会」という。)に対する体制整備に向けた意見提案に関すること。
 - (5) 前4号に掲げるもののほか代表が必要と認めること。

(組織)

- 第3条 計画検討委員会の委員は、12人以内とする。
- 2 計画検討委員会は、運営を円滑に行うために、運営会議を設置する。
- 3 計画検討委員会は、運営会議を含むものとする。

(委員)

- 第4条 計画検討委員会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任 命する。
 - (1) 学識経験者
 - (2) 障がい当事者・家族等団体の代表
 - (3) 障がい児者支援関係団体の代表
 - (4) 市民代表
 - (5) 前4号に掲げる者のほか市長が認めた者

(委員の任期)

第5条 計画検討委員会の委員の任期は、3年以内とする。

2 補欠により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再 任をさまたげない。

(代表及び副代表)

- 第6条 計画検討委員会に代表及び副代表1人を置き、委員の互選によりこれ を定める。
- 2 代表は、会務を総理し、計画検討委員会を代表する。
- 3 副代表は、代表を補佐し、代表に事故があるとき又は代表が欠けたときは、 その職務を代理する。

(会議)

- 第7条 計画検討委員会は、市長の要請に基づき、代表が招集する。
- 2 計画検討委員会は、必要に応じて開催するものとする。

(意見等の聴取)

第8条 計画検討委員会において、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(秘密の保持)

第9条 計画検討委員会の委員は、会議において知り得た個人の情報について 他に漏らしてはならない。

(運営会議)

- 第10条 運営会議は、計画検討委員会の代表、副代表、総合支援協議会の代表により構成する。
- 2 運営会議は、計画検討委員会の開催に先立ち開催する。
- 3 運営会議は、次の各号に掲げる事項を検討する。
- (1) 次回の計画検討委員会における審議内容に関すること。
- (2)総合支援協議会からの情報提供及び提案に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか代表が必要と認めること。

(報酬)

第11条 計画検討委員会の委員の報酬は、藤沢市非常勤職員の特別職職員の報酬に関する規則(昭和43年規則第22号)に定めるところによる。

(会議の傍聴等)

- 第12条 計画検討委員会の傍聴を認める者の定員は10人とする。
- 2 傍聴を希望する者が定員を超えるときは、先着順とする。
- 3 傍聴定員を超えた場合でも代表と委員が協議し、可能な範囲で傍聴できるよう努める。

(庶務)

第13条 計画検討委員会の庶務は、福祉部障がい者支援課、基幹相談支援センター及び子ども青少年部子ども家庭課において処理する。

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。